

大情個審答申第20号

平成25年12月6日

大津市長 越 直 美 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会

会長 本 多 滝 夫

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成25年9月5日付け大市病医第29号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められ、個人情報の取扱いについて万全の保護措置を図られるよう要請します。

#### 記

1 電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第13条第1項関係）について

諮問された事項については、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる。

電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項

(条例第13条第1項関係)

システム等の 名称 (所管課)	提供する個人情報	提供先	電子計算機等の結合による提供制限の例外を認める理由
滋賀県医療情報連携ネットワークシステム (大津市民病院医事課医療情報システム室)	患者プロフィール情報(氏名・性別・住所等)、診療情報(カルテ・血液型・既往歴・現病歴等)、検査情報(血液検査結果・生理検査結果・病理検査結果等)、画像データ(レントゲン画像・CT画像等)	滋賀県内の病院及び診療所	<p>滋賀県医療情報連携ネットワークシステム(以下「地域連携システム」という。)は、大津市民病院が大津医療圏の地域拠点病院(情報開示医療機関)として、提供依頼があった診療所等(情報参照医療機関)へ患者情報を提供するため、仮想プライベートネットワーク(インターネットVPN回線)に接続して、大津市民病院の診療情報をリアルタイムに診療所等が閲覧できるようにするものである。</p> <p>地域連携システムにより、患者は安心してかかりつけ医(診療所等近隣病院)で継続した医療を受けることが可能となり、患者負担の軽減が図られ、住民の健康上の利益について有益であり、高齢化により拡大が懸念されている地域医療格差の是正にあたって必要となるものである。</p> <p>また、地域連携システム内に認証機関(滋賀県成人病センター内)を設置し、サービスを利用したい診療所・病院等は、認証機関に対して事前に申請を行い、ログインIDとパスワード(医師単位)を取得し、当該ログインIDとパスワードを使用して、地域連携システムにログインする。</p> <p>情報提供にあたっては、情報開示医療機関及び情報参照医療機関が患者から同意書を取得し、情報提供を受けたい病院に対して、当該同意書を提出し、了承を得た上で、患者情報の提供が行われるという運用である。</p>

		<p>データのやり取りを行う回線は、両機関の間に仮想プライベートネットワーク（インターネットVPN回線）を構築する。通信内容については、特殊なプロトコル（通信規約）に基づき暗号化されているため、通信途上でのデータの漏洩、改ざんを防ぐことが可能であり、また、地域拠点病院（情報開示医療機関）にゲートウェイサーバを設置するため、情報開示医療機関内のデータについては改ざんされる危険がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に係る電子計算機等の結合による保有個人情報の診療所等への提供については、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。</p> <p>なお、当審査会は、患者情報の適正な管理を徹底するため、以下の4点について意見を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 患者情報の提供を受けた診療所等において、第三者が容易に閲覧できないような仕組みを措置されたい。また、医師に対する取扱要領の中で、第三者が容易に閲覧できないような措置をとることを明記されたい。</li><li>② 患者情報へのアクセスログに関する定期的な監査の体制を確保されたい。</li><li>③ 「同意の撤回」についての取扱いを同意書へ明記されたい。</li><li>④ 提供される患者情報を精査した上で、当該情報の内容や運用方法の説明を同意書へ明記されたい。</li></ol>
--	--	---